

令和7年6月13日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会より別添のとおり通知がありました。

本会からは令和7年1月29日付「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」にて、令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80.9万円となったことに伴い、介護保険の標準段階の第1段階および第4段階の所得基準の一部について、基準所得金額の見直し（80万円から80.9万円）が行われた旨お知らせしたところです。

本通知は、今回、高額介護（予防）サービス費および特定入所者介護（予防）サービス費についても令和7年8月1日から利用者負担段階の基準額が見直されることをお知らせするものです。

これに伴い、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令3.7.5老介発0705第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）についても所要の改正が行われております。

なお、日本医師会通知文のうち、国通知はデータ量が大きいため添付しておりません。詳細は、下記厚生労働省サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・介護保険最新情報 Vol. 1391

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

(令7.6.4 老発0604第3号 厚生労働省老健局長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001499401.pdf>

(参考)

- ・介護保険最新情報 Vol. 1390

「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」の一部改正について（令7.6.4 老介発0604第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001499328.pdf>

<担当> 大阪府医師会介護福祉課 吉田・松岡
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737